

各住宅宿泊管理業者 各位

関東地方整備局 建政部 建設産業第二課

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る追加協力依頼について

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約において宿泊者名簿の管理、宿泊者との対応等を受託している住宅宿泊管理業者におかれましては、先般の協力依頼と併せて下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 住宅宿泊事業法の届出住宅内において、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策を実施すると共に、従業員に対しても、マスクの着用や手洗い、消毒などの感染症対策に努めること。
2. 住宅宿泊事業者にも同様の通知（参考資料）がされているため、1. の対応を行った場合、その対応内容について適切に住宅宿泊事業者との情報共有を図ること。
3. 再委託を行っている場合、再委託先にもこの通知の内容について周知をすること。

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルス感染症の対応について）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

【住宅宿泊管理業に関すること】

関東地方整備局 建政部 建設産業第二課

TEL 048-601-3151（内線6655）

参考資料

事務連絡

令和2年2月13日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕住宅宿泊事業主管部局 御中

観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症（COVID－19）の対策について（協力依頼）

今般、政府では、一般の方向けの感染症対策に係る情報提供に加え、新たに、多くの人が集まるイベントや行事等の主催者側に対して、アルコール消毒液の設置など可能な範囲での対応の検討を呼びかけております。

つきましては、宿泊施設は国内外より多くの人が滞在される場であることから、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策を実施していただくと共に、引き続き、従業員に対しても、マスクの着用や手洗い、消毒などの感染症対策に努めていただくよう、住宅宿泊事業者への周知方よろしくお願い申し上げます。

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルス感染症の対応について）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html